

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年6月29日

京都府知事 様



提出者

住 所 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

氏 名 京都府流域下水道事務所 所長 岸田 二彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-954-1877

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	京都府流域下水道事務所 木津川上流浄化センター
事業場の所在地	相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木97番地
計画期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	363 下水道業
② 事業の規模	年間下水処理量 900万立方メートル
③ 従業員数	3人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> 流入下水 → 水処理 → 放流 ↓ 濃縮汚泥 → 消化 → 脱水 ↓ 沈砂・し渣等 (焼却処理等委託) ↓ 脱水ケーキ (再生利用・焼却処理委託) </pre>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
所長 (総括責任者) ————┬── 運転担当 └── 水質担当			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (令和2年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 (供給汚泥)	汚泥 (し渣等)
	排 出 量	76,048.20 t	78.32 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 (供給汚泥)	汚泥 (し渣等)
	排 出 量	78,000 t	80 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、沈砂・し渣等は、場所を特定し、飛散・流出の無い状況で分別保管を実施している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、沈砂・し渣等は、場所を特定し、飛散・流出の無い状況で分別保管を実施している。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（供給汚泥）	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	71,228.45 t	— t
	(これまでに実施した取組) 汚泥の脱水を効率よく行うことにより、中間処理後の産業廃棄物量を減少させるように努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（供給汚泥）	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	73,200 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥の含水率をさらに減少させることにより、中間処理後の産業廃棄物の量の増加を極力抑える。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	汚泥（し渣等）
	全処理委託量	4,898.07 t	78.32 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3,101.87 t	78.32 t
	再生利用業者への処理委託量	3,499.78 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 発生した廃棄物は、極力、セメント処理・堆肥化処理等、再生利用委託を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	汚泥（し渣等）
	全処理委託量	4,850 t	80 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	4,300 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	4,100 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>発生した廃棄物は、極力、セメント処理・堆肥化处理等、再生利用委託を実施する。</p>		
※事務処理欄			